

## 政党と農工銀行

池上和夫

日清戦後経営の一環として各府県に一行ずつ設立された農工銀行は、本来、中小農工業者の為の金融機関として長期低利の不動産抵当貸付を行なうことにより地方産業発展の中心的役割を果たすことを期待されていたのであった。同行は、生産の増大、実業の振興を奨励することによって戦後経営をいわばもっとも下から支える役割を担う政策的農業金融機関であったが、その資本組織が府県の特権を中心としたものであり、また地方勸業行政など地方行政との関連がきわめて強かつたことも原因して地方政治、政党と密接な関係をもっていた。その為、しばしば政争にまきこまれ「政党扶殖の具」として利用された結果、銀行資本としての自律性が阻害される事態がもたらされたのである。本稿は、農銀の役割や性格を考える時、決して無視できない事実であり従来から断片的に指摘されている地方政治との関連を政党による農銀支配の側面から考察しその実態、特色などを明らかにすることを課題にしている。

## 二

農工銀行法は、明治二十九年の第九帝国議会で成立したが、この成立法案そのものがすでに党派の産物であった。この事実（農銀法の政府原案第四条（農銀の設立委員の資格を定めた条項）をめぐる論争に集中的に現われているが、原案では、農銀の発起人は営業区域内に居住し一定数の株を引受ける者であればよいとされていたのである。ところが、委員会では自由党の立石岐は、原案のままでは設立競争が起るとしてこれを削除し、かわりに第四八条「府縣知事ハ大藏大臣ノ認可ヲ經テ設立委員ヲ置キ農工銀行設立ノ免許ヲ得ルマテ其ノ發起ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム」などの条文の追加を提案した。この修正案は、午前中の委員会一度否決されたが、確定決議を行なう午後の委員会では採択された。これに対して、進歩党の工藤行幹、坂本理一郎などは委員会でも修正案に反対していたが、本会議でも工藤行幹は、委員会修正案通りになると発起人の多くは、銀行設立後、必ず頭取や重役に就任することは当然予想できるから農銀が政党間の争いに利用されたり、大臣、県知事が権力を利用し、その思いのままに動かせる行政官の機関になる恐れが多分にあるとした。そして、政府委員が、立石委員の修正案に賛成した点をとらえて、「政府ハ幸ニ此修正説ガ出タニ就イテ之ヲ以テ中央政府デ是ニ干渉シ、各縣ノ金權玆ニ人望ヲシテ掌中ニ籠絡スルタメニ、斯ノ如キ事ヲ致シタノデアリヤシナイカ」として原案に対する責任のなさを詰問したのである。ま

た、修正案は明らかに自由党の党議から出たものであるときめつけ、「成ルタケ分權シ、成ルタケ民權ヲ擴張シ、成丈公平」にし、「成ルタケ行政官ノ抑制ヲ受ケナイヤウニ」常日頃唱えている自由党がこのような修正案を提出しているのは奇々怪々だとした。たしかに、修正案は、委員会、本会議での討論から判断しても自由党の党議から出たものであることは明白であるが、この場合、政府と自由党との連携がその基礎にあったことに注意しなければならぬ。周知のごとく、第二次伊藤内閣は、日清戦後経営遂行の為に衆議院での多数派の後援を求めて自由党・国民協会との連携工作を行ない、自由党もこれに応じて第九議会議開会の直前、明治二八年一月には政府との提携宣言を發表し日清戦争迄の藩閥政府打倒・政党内閣樹立を目標とした民党としての姿勢を修正していたのである。工藤行幹を代表とする修正案反対説も、両者の提携が公然としている状況において、府県知事に設立準備をゆだねることは、与党、自由党に有利に作用するのではないかという野党、進歩党の党派的判断に基づいていたものであるとみてよい。すでにみたような工藤行幹の政府、自由党に対する批難もこの事実を十分ふまえた上で行なわれたことは、修正案が「随分政府ノ御味方黨ノ人ハ利益ヲ得ルコトガアルカモ知レヌ」と発言している点からも理解できる。こうした確執の中から生みだされた農銀が当時、各地に起っていた党派間の争いに利用され、「政党政派の機関銀行」の役割を担わされたのは、いわば必然的な結果であった。農銀における政党政派は、地元政界での勢力関係を基礎に府県の特株を

管理する大株主の知事と結託することによって行なわれる型と、政党政派が専横的に所屬政党政員を役員に就任させることによつて行なわれる型が典型的なものである。前者の一例としては自由党が本来、中立であるべき農銀監理官と結んで、彼の知事代理としての役職を利用しその保持する代表株を自派に投票せしめて乗っ取りを計った静岡農銀をあげることができた。政党政派の特株を悪用したのである。後者の例としては、国民協会(帝國党)に所屬していた知事があらゆる術策をつくして役員選挙に干渉した群馬農銀をあげることができた。後者の場合、知事の力が強ければ強い程、知事の政党政に所屬する者でなければ役員就任は困難だったのである。また、知事が政党政に全く関係せず、役員選挙で中立の立場をとるにしても「県の投票は取締役に於ては自由二名、進歩二名、中立一名、監査役に於ては自由進歩、中立各一名宛の方針を以て臨んだ」富山農銀にみられるごとく、票が党派に分配された結果、農銀の性格が連合内閣の色彩を帯びるだけのこと政党政色がなくなるわけではなかった。政党政が農銀の主導権を握り自己の手中に収めんとしたのは、そこから党費資金を捻出すると共に、産業資金であれ、政治資金であれ、自党政の者に融資し党勢の拡張を企てようとしたのであった。埼玉県政友会支部では、支部経費の負担者に所屬衆議院議員、県会議員とならんで農銀重役があげられており、彼らは総会や地方大会などの開催に際しても経費の一部を負担していた。従つて、農銀役員の出は支部幹事会、評議会の重要取扱事項であり、他党派の農銀役員希望者に対しては入党

(73) 研究ノート

農銀重役所屬党派調 (大正6年)

農工銀行名	政友会	憲政会	国民党	無所屬
青森	5(2)			1(1)
宮城	3(1)	3		1(2)
岩手	4(2)	1(1)		
福島	(1)	2(1)		3(1)
栃木	4(1)	2(1)		1(1)
群馬	1	2(1)		4(2)
茨城	2(1)	1(2)		4(3)
栃木	2(1)			2
群馬	4(2)	3(1)		3(2)
山梨		1		5(2)
長野	1(2)	1		5(1)
新潟		(1)		6(2)
富山	2	1(1)	1	5(3)
石川	1(1)	2(1)		2(1)
福井	1	1(1)		4(1)
山梨	6(3)	2(1)		3(5)
長野	2(2)	3(1)		7(2)
新潟	2(2)	(1)		1(1)
富山	1(1)	2(2)		2(2)
石川	1	1		3(2)
福井	1(2)	4(1)		4(3)
山梨	4	(1)		3(2)
長野	(1)	(1)	1	4
新潟	4(1)			1(2)
富山	(1)		5(2)	2(2)
石川	1	3(4)		3(1)
福井	2(1)	1		4(2)
山梨	1			4(2)
長野		3(2)		2(1)
新潟	1		2	3(2)
富山	1	2(2)		1(1)
石川	4(1)	3(2)		
福井	6(3)			3
山梨	2(2)		(1)	6(2)
長野	5(2)			1
新潟	1	2(2)		2
富山	3(3)	2(3)		
石川		7(5)		
福井	5(4)	3(4)		1
山梨				3
長野	5(3)			5(3)
新潟	1	1		4(2)
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				

資金調達面においても、政党支配がみられる農銀の方が有利であったことも重要である。農銀が勸業銀行の資金を原資として代理貸付を行なう場合、「政党とか幅の効く人の勢力で貸付が伸びるといった状況になって」いて「余り勢力のない頭取が坐っているようなところは、自然余り貸付は出なかった」といわれているように、資金不足を補充する際にも農銀重役が政党の有力者である方が有利な状態になっていた。農銀側もそれを利用したともいえるのである。

三

大正六年二月、大蔵省は、全国七ヶ所の税務監督局に管内農銀の重役調を行なさせた。調査項目は、重役の現関係党派、旧関係党派、現公職、旧公職で、表は、同年二月から三月にかけて銀行局長宛に送られてきた復命書から現関係党派のみをとり出して作成したものである。これによって全国、四六農銀の党派色の全容をうかがうことができるので、以下、表と復命書を検討するなかから特長点を指摘したい。

各府県の農銀の政党色を重役の所属党派を基準に分類すると次のようになる。

- 政友会 青森、秋田、岩手、長野、京都、和歌山、石川、
- (一三行) 讃岐、阿波、土佐、福岡、長崎、鹿児島、
- 憲政会 両羽、福島、群馬、濃飛、富山、福井、防長、鳥
- (一二行) 取、愛媛、大分、佐賀、肥後、
- 国民党 滋賀、岡山、

(二行)

勢力均衡 宮城、山梨、埼玉、尾三、静岡、三重、新潟、大

(一〇行) 阪、奈良、島根、

無所属 東京、千葉、栃木、茨城、兵庫、広島、宮崎、沖

(八行) 繩、

まず、各グループの代表的農銀をとりだしてみると、土佐農銀は、頭取が元貴族院議員の山本忠彦で、政友会高知支部相談役であるが、「支部長ヲ凌クノ地位聲望ヲ有シ」ている有力者であり、自由党系政友会派の先輩、竹内綱の親戚にあたる。同地は自由党発祥の地であり、所謂、土佐派以来、伝統ある地盤である。また鹿児島も「南に鹿児島あり北に青森あり」といわれ、北の青森と共に政友会派がもととも強い所であるが、頭取の折田兼至は、衆議院議員を退いてからは県政界の重鎮として県下の実際の政局を左右し「民間知事」として官設知事を凌駕する勢力を擁し、県政における政友会勢力伸長の基礎を作り上げた人物である。また、同農銀の取締役、監査役各一名は元貴族院議員、衆議院議員で、地方政界の主宰者であった。

憲政会派農銀の代表例は大分農銀である。同行は、創立以来常に進歩党 憲政会派に属しており、大分銀行と共に県憲政会派の本部と称せられ、議員選挙の際の策源地であった。頭取は、元衆議院議員で憲政会大分支部長の山口半七、他に、現職の貴族院議員の取締役一名、監査役に二名の元衆議院議員を含む重役一二名憲政会完全独占である。もっとも、同県の政界図は決して一県一党的なものではない。第二次大隈内閣通信大臣、箕

浦勝人と第一次山本内閣通信大臣、元田肇、農商務大臣、山本達雄という憲政会、政友会の大物の地盤でもあり、二派の反目はすさまじく政争王国といわれた程であるから農銀の主導権をめぐる争いも激烈であった。大正八年七月の重役改選時には、憲政会派は、行内に壯士を配し反対派を威嚇したり、反対派の集めた委任状を認めず、総会の開会時間を遅らしその間に再委任状を集め自派の有利に導いた。知事の力をかり、激しい争奪戦をくり返して一党一派の独占的地位を守っていったのである。また、肥後農銀は、国権党が大隈内閣時代に憲政会熊本支部と改称した為、一応、憲政会派と考えてよいが、頭取の元衆議院議員内藤正義は、佐々友房を領袖としていた熊本国権党の元老であり、他に、「熊本國權黨ノ重鎮ニシテ常ニ鎮西館ニ出入シ黨議ニ參畫シテ黨勢ノ振興ニ貢獻シ……政黨趣味ニ憧憬シテ熱心ナリト稱スル外」ない重役もいる政治色としては特異な農銀である。

立憲国民党の重役が多いのは、滋賀、岡山の二行のみである。滋賀農銀の頭取も元衆議院議員で国民党の有力者であり、取締役の一名は、元国民党の衆議院議員、無所属の二名の取締役も「今尙國民黨ノ爲ニ盡力シツツアル」者と「地方有力ナル國民黨ノ知己アル」者であるから国民党独占に近い。岡山県は、国民党党首、犬養毅の出身地であり、二〇数年間、一代の議長を国民党が独占し県政が同党のなすがままに行なわれてきた牙城である。従って、国民党に所屬してはいないが、犬養木堂の崇拜者が重役に多いのも当然である。

次に、各党派の勢力がいわば均衡していると考えられる農銀の中で典型的なものは島根、奈良の両行である。前者は、頭取には元衆議院議員で地元憲政会派の重鎮が就任しているが政友会派も重役に憲政会派と同数の五名を送りこみ、その中には「政黨ニ熱心ニシテ最初ヨリ政派ヲ變更シタルコト無」く政友会本部幹事も勤めたことがある恒松隆慶がおり、両派互角と思える。後者の農銀においては、国民党は、頭取に大和支部の元老で元衆議院議員の今村勤三、憲政会は、監査役ではあるが元衆議院議員で「政黨的色彩頗ル鮮明ニシテ又熱心」である県憲政会の幹部を一名、同じく監査役に政友会は「政治ニ熱心ニシテ地方ニ於テ相當勢力ヲ有ス」る者一名を就任させている。その他、元奈良市長、元衆議院議員で「奈良市隨一ノ有力者」であり研究会に所屬する現職貴族院議員の本本源吉が取締役にいるが、当人は奈良実業協会を組織した実業派の人物である。但し、当行は、政友、非政友という範疇でいえば非政友系と考えてよい。

最後に、政友色が無いかあるいは比較的希薄だと思えるものの例は広島農銀である。頭取は、直接政治に関係ない者であり、「政派ニハ冷淡ニシテ且有力ナラズ」という者や、「全然政派ニ關係セサルヲ以テ有名ナル者」が取締役であり、政友会系の一名も「従来ノ縁故ニ依」って政友会代議士の選挙を援助していた者である。その他、茨城農銀はいずれかといえは憲政会に近いと思われるが、現党派関係なしにつきこの系列に入れてよいだろう。

以上を含めて大正六年の調査結果から全体的な特長、傾向を指摘すると、第一は、開業以来、二〇年近く経過しているにもかかわらず農銀の大部分は依然として政治と密接な関係をもち、政党の機関銀行たる性格を脱していないことである。全農銀重役四一六名中の実に約六割近くにあたる二三九名はその政党色が鮮明であり、しかも政党の支部長、相談役、幹事など役員を兼任している者が多い。明治三四年、田口卯吉が、近時聞く所によれば、として「全国農工銀行の中に其の四十は立憲政友会に属し、其の余は憲政本党及び中立に属すと云へり」と指摘した農銀の政党銀行化は、大正六年に至っても変わらず、変化したのは、政友会色の農銀が後退し、非政友会、憲政会色の農銀が進出してきたという点だけである。重役は時の内閣の色彩で左右されるといわれているが、そうした意味では、六年の調査が寺内内閣時の総選挙の直前に実施されたものであり、当時は第二次大隈内閣時代与党の立場にあった立憲同志会（憲政会）が大正四年の総選挙以来まだ多数派を形成していたという中央政治状況に留意しておく必要がある。右に関連して、第二に指摘しえるのは、各政党の伝統的地盤にある農銀ないし各政党の大物のいる地方にある農銀は、当該政党の支配下にある点が見られることである。例えば、先にふれた土佐、鹿児島農銀や、青森、讃岐、福岡農銀にみられる政友会色、福島、肥後農銀における憲政会色、岡山農銀における国民党色などがそれである。農銀の党派色は、地方政党地図であるともいえる。第三は、先にあげた例からも明らかのように、重役には元、現国會議員が

きわめて多いということである。例えば、富山農銀の場合、八名のうち、六名は元議員であり、防長農銀では八名中、現議員一名、元議員四名、京都農銀では一〇名中半数が元衆議院議員で占められている。総数にして一〇一名、現職の貴族院議員四名も含めて重役の四人に一人は代議士経験者である。また頭取の半数、二三名は彼らで占められており、特に、栃木、石川、福井の三農銀の頭取には現職貴族院議員が就任している。こうしてみると、農銀の経営は、中央政界から引退した者によって行なわれていたということもできる。勿論、その場合、中央政界からの引退が政治からの引退を意味しないし農銀重役は引退後の単なる名譽職ではなくそれどころかむしろ政治的な職であったともいえるのである。また一旦、地元に戻り農銀経営に参加して再び中央に復帰するというケースもみられた。例えば、島根県政友会の中心人物恒松隆慶は第三回総選挙以来、連統九回衆議院議員に当選し、同県で政友会が全滅した第一二回総選挙後は農銀取締役に就任し、次の第一三回総選挙には再び立候補、当選している。他に、奈良農銀の今村勤三も第一三回総選挙で当選しており、決して例外的なケースではなかったと思われる。最後に、重役に地方政治の直接の経験者が多くみられることもあげておかなければならない。村会、町会、郡会、県会などの議員経験者がきわめて多く、しかも県議会議長などの地方政界での地位の高いものも多くみられ、調査時において議員経験の全くない重役は、わずか九〇数名にすぎない。この事実から推察しても当時の農銀がいかに深く地方政治にかかわりを

もっていたかが理解できるが、以上の点を第三の特長点と合わせ考へるならば、農銀は中央政治と地方政治との一種の媒介機関の役割をも果たしていたといつてもよいだろう。

ところで、大蔵省は、農銀を政党的機関銀行化から脱却させる直接的かつ具体的な施策は行なわなかった。ただ、大正一〇年の勸農合併法の成立に基づく合併で農銀が勸銀の支店となる時は支店に参与し顧問として、二人以内の地方顧問が置かれることになったが、この諮問機関の設置は、政党的介入が農銀の貸付、資金回轉の不振を生じさせた一原因であるという認識から出発していたのである。すなわち、この顧問の選定は「今日ハ株主ノ選舉ガ株主ノ自由意志ノミニ行カナイ」から勸銀総裁、地方長官の推薦をもとに大蔵省の任命によって行なわれるが、その設置の直接の目的は、支店旧農銀が「政黨政派ナドノ爲ニ動かサルコトノナイヤウニ完全ニ其機關ノ働キヲサシテ行キタイト云フ」ことにあつた。農銀を新たな組織形態に編成替することによって政党政派に悪用される弊を防止せんとしたのであるが、農銀そのものは、なるがままにまかせたのであり、従つて、農銀をめぐる政争は、その後もたえずくりかえされたのである。

- (1) 『日本金融史資料』(明治大正篇) 第一五卷二四三頁。
- (2) 同右、二四二頁。
- (3) 同右、二四三頁。
- (4) 「静岡農工銀行の紛擾」『銀行要録』一七一号、前掲『日本金融史資料』第六卷三九九頁。

(5) 萩原進『群馬県金融史』四〇頁。

拙稿「明治後期における農工銀行の業態分析」『土地制度史学』第五五号。

(6) 『富山県政史』第四篇七〇六頁。

(7) 小山博也『明治政党组织論』第四章参照。

(8) 「長野農工銀行の紛擾」『銀行要録』一六四号、前掲『日本金融史資料』第六卷三七五頁。

(9) 長野潔『大分県政党史』六八六頁。

(10) 同右、六八九頁。

(11) 勸銀史編集室「代理貸付座談会」座談会(三二) 第一勸業銀行内幸町本部所収。

(12) 「勝田家文書」第五九冊所収。

(13) 朝日新聞社通信部編『県政物語』五六七頁。尚、県政に関する記述の部分は、同書に負うところが多い。

(14) 前掲『大分県政党史』六九〇頁。

もつとも、憲政会側からみれば、この政争の原因は、官憲と結託した政友会にある、ということになる。「政友会暴横の事実」『憲政』第二卷第七号。

(15) 「農工銀行の害」『東京経済雑誌』一、〇九一号明治三四年七月。

(16) 前掲『日本金融史資料』第一五卷七一八頁。

(17) 同右、七二七頁。

(一橋大学大学院博士課程)